広島県報

号　外

第　66　号

発行者　広　島　県
発行所　広島県総務企画部管理総室文書法制室
購読料　月　額　2，700円

目　次

公安委員会規則

▽行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整理等に関する規則 ……一

▽広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 ……二

▽警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則 ……三

▽広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ……三（以上県法規登載）

公安委員会規程

▽行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規程の整理等に関する規程 ……一九

▽広島県公安委員会公印規程の一部を改正する規程 ……二〇（以上県法規登載）

公安委員会告示

▽昭和四十二年広島県公安委員会告示第二十四号（警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費）の一部を改正する告示 ……二〇（県法規登載）

▽指定自動車教習所等に対する運転免許取得者教育の認定に関する告示 ……二一

警察本部告示

▽パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料徴収及び収納事務の委託の告示 ……二三

▽原付講習に係る講習手数料徴収事務の委託の告示 ……二四

▽初心運転者講習に係る通知手数料徴収事務の委託の告示 ……二五

▽高齢者講習に係る講習手数料徴収事務の委託の告示 ……二五

▽違反者講習に係る講習手数料及び通知手数料徴収事務の委託の告示 ……二六

▽チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（簡易）に係る講習手数料徴収事務の委託の告示 ……二七

公安委員会規則

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

広島県公安委員会
委員長　宮　地　治　夫

広島県公安委員会規則第6号

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規則の整理等に関する規則

（広島県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条　広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第14号及び別記様式第18号中「備考」を「

備考
（行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により行政不服審査法による不服申立てをすることができるときは、次のように記載すること。） この処分について不服があるときは、広島県公安委員会に対して、処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができます。

」に改め、同様式第18号中「

備考
この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

」に改める。

備　　考	（行政手続法（平成５年法律第88号）第27条第２項ただし書の規定により行政不服審査法による異議申立てをすることができるときは、次のように記載すること。） この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

」に改める。

（集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則の一部改正）

第２条　集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例施行規則（昭和36年広島県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

別記様式第２号中「記」を削り，同様式に注として次のように加える。

注　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

別記様式第２号に備考として次のように加える。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

別記様式第３号中「記」を削り，同様式に注として次のように加える。

注　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

別記様式第３号に備考として次のように加える。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

別記様式第４号中「記」を削り，同様式に注として次のように加える。

注　この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に、広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

別記様式第４号に備考として次のように加える。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

（拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　拡声機による暴騒音の規制に関する条例施行規則（平成５年広島県公安委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「この処分について不服がある場合は，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第５条の規定によつて広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。」を

「この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第５条の規定により，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に，広島県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記審査請求をした場合は，当該審査請求に対する広島県公安委員会の裁決があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。」に改める。

附　則

この公安委員会規則は，公布の日から施行する。

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

広島県公安委員会

委員長　宮　　地　　治　　夫

広島県公安委員会規則第７号

広島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

広島県警察の組織に関する規則（昭和37年広島県公安委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「５課」を「４課」に，「少年育成課
暴走族・少年犯罪対策課」を「少年対策課」に改める。

第７条の２中第15号を第16号とし，第11号から第14号までを１号ずつ繰り下げ，第10号の次に次の１号を加える。

⑾　個人情報の保護に関すること。

第９条の２第５号を削る。

第13条の４（見出しを含む。）中「少年育成課」を「少年対策課」に改め，同条第６号中「(暴走族・少年犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を削り，同条に次の４号を加える。

⑻　少年による犯罪の取締りに関すること（他の所掌に属するものを除く。)。

⑼　少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。

⑽　暴走族・非行少年グループ対策に関する調査、研究及び企画に関すること。

⑾　広島県暴走族追放の促進に関する条例（平成11年広島県条例第39号）に関すること。

第13条の５を削る。

附　則

この公安委員会規則は，公布の日から施行する。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

広島県公安委員会
委員長　宮　　地　　治　　夫

広島県公安委員会規則第８号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則（昭和３５年広島県公安委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

区　分	警察官						警察官以外の職員	合　計
	警　視	警　部	警部補	巡査部長	巡　査	計		
警察本部	90	148	475	343	363	1,419	353	1,772
警察署	57	172	950	1,130	1,154	3,463	193	3,656
計	147	320	1,425	1,473	1,517	4,882	546	5,428

附　則

この公安委員会規則は，公布の日から施行する。

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年４月１日

広島県公安委員会
委員長　宮　　地　　治　　夫

広島県公安委員会規則第９号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第２章　車両の交通方法（第５条－第９条)」を「第２章　車両の交通方法（第５条－第９条)
第２章の２　確認事務の委託等（第９条の２－第９条の18)」に改める。

第２章の次に次の１章を加える。

第２章の２　確認事務の委託等

（登録申請書等）

第９条の２　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第～3号。以下「委託規則」という。）第２条第１項の登録申請書及び同条第３項において準用する同条第１項の規定による登録更新申請書の様式は、別記様式第７号のとおりとする。

２　前項の申請書に添付する書類の様式は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

⑴　委託規則第２条第２項第２号の名簿　別記様式第７号の２

⑵　委託規則第２条第２項第３号ハ及びニの診断書　別記様式第７号の３

⑶　委託規則第２条第２項第４号の書面　別記様式第７号の４

３　委託規則第２条第２項第５号に規定する書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

⑴　法第51条の８第４項第１号の該当の有無　別記様式第７号の５の誓約書

⑵　法第51条の８第４項第２号の該当の有無　駐車監視員資格者証の写し

⑶　法第51条の８第４項第３号の該当の有無　申請法人の所有権、賃借権等の使用権原を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(登録簿)

第９条の３　法第51条の８第５項の登録簿の様式は、別記様式第７号の６のとおりとする。

(登録等の通知)

第９条の４　公安委員会は、法第51条の８第１項に規定する登録又は同条第６項に規定する登録の更新を行い、登録簿に記載したときは、申請者に対し、別記様式第７号の７の登録（更新）通知書により通知しなければならない。

２　登録又は登録更新を拒否したときは、申請者に対し、別記様式第７号の８の登録（更新）申請に関する通知書により通知しなければならない。

(登録の更新等)

第９条の５　登録の有効期間は、登録簿に記載をした日又は従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

２　登録の更新を受けようとする者は、当該登録の有効期間が満了する日の６月前から２月前までの間に登録更新申請書を提出しなければならない。

(登録の取消しの通知)

第９条の６　法第51条の10の規定により登録を取り消したときは、その法人に対し、別記様式第７号の９の登録取消処分通知書により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者講習受講申込書等)

第９条の７　委託規則第７条第１項の受講申込書は、別記様式第７号の10のとおりとする。

２　公安委員会は、前項の受講申込書を受理したときは、別記様式第７号の11の駐車監視員資格者講習受講票を交付するものとする。

(駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書)

第９条の８　委託規則第９条第２項の再交付申請書及び同規則第10条第５項において準用する第９条第２項の規定による再交付申請書の様式は、別記様式第７号の12のとおりとする。

(認定申請)

第９条の９　委託規則第10条第２項の認定申請書の様式は、別記様式第７号の13のとおりとする。

２　前項の認定申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

⑴　委託規則第10条第１項第１号に該当する者　申請者の経歴に関してその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面

⑵　委託規則第10条第１項第２号に該当する者　申請者が作成する経歴書及び放置車両確認機関又は放置車両確認機関であつた法人が作成する認証書類

⑶　委託規則第10条第１項第３号に該当する者　申請者が作成する経歴書、所属団体等の証明書、推薦状その他申請者が必要と認める各種書類

(認定考査)

第９条の10　公安委員会は、認定申請書の申請者について、委託規則第10条第１項各号のいずれかに該当すると認めたときは、筆記による認定考査を行うものとする。

２　公安委員会は、前項の認定考査を行うときは、申請者に対し、別記様式第７号の14の駐車監視員資格者認定考査受検票を交付するものとする。

(認定の拒否)

第９条の11　公安委員会は、認定申請書の申請者について、委託規則第10条第１項各号のいずれにも該当しないと認めたときは、その認定を拒否しなければならない。

２　公安委員会は、前項の規定により認定を拒否したときは、申請者に対し、別記様式第７号の15の駐車監視員資格者認定に関する通知書により通知しなければならない。

(駐車監視員資格者証交付申請書等)

第９条の12　委託規則第11条第１項の交付申請書の様式は、別記様式第７号の16のとおりとする。

２　前項の交付申請書に添付する委託規則第11条第２項第３号に規定する書面の様式は、別記様式第７号の17のとおりとする。

(駐車監視員資格者証交付者名簿)

第９条の13　公安委員会は、駐車監視員資格者証を交付する場合には、別記様式第７号の18の駐車監視員資格者証交付者名簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

⑴　駐車監視員資格者証番号及び交付年月日

⑵　本籍、住所、氏名、性別、生年月日及び連絡先

⑶　駐車監視員資格者講習修了証明書番号又は認定書番号

⑷　特記事項（再交付歴、返納命令歴その他必要な事項）

(交付の拒否)

第９条の14　公安委員会は、駐車監視員資格者証の申請者が法第51条の13第１項第２号イからハまでに掲げる欠格事由に該当したときは、駐車監視員資格者証の交付を拒否しなければならない。

２　公安委員会は前項の規定により交付を拒否したときは、申請者に対し、別記様式第７号の19の駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書により通知しなければならない。

（駐車監視員資格者証書換え交付申請書）

第９条の15　委託規則第13条第１項の書換え交付申請書の様式は、別記様式第７号の20のとおりとする。

２　公安委員会は、前項の書換え交付申請書を受理したときは、当該書換え交付に係る駐車監視員資格者証の記載事項について、その事実を確認するため、住民票の写し、運転免許証その他確認資料の提示又は提出を求めることができる。

（駐車監視員資格者証再交付申請書）

第９条の16　委託規則第13条第２項の再交付申請書の様式は、別記様式第７号の21のとおりとする。

（駐車監視員資格者証返納命令書）

第９条の17　委託規則第14条第１項の返納命令書の様式は、別記様式第７号の22のとおりとする。

（書類の提出先等）

第９条の18　この章の規定により公安委員会に提出する書類は、交通部交通規制課長又は各署長を経由して公安委員会に提出することができる。

２　この章の規定により提出する書類の通数は、正副２通とする。

別記様式第７号を次のように改める。

様式第７号（第９条の２、第９条の５関係）

（表）

※受理年月日	平成　　年　　月　　日
※受理番号	
※登録年月日	平成　　年　　月　　日
※登録番号	

登録
登録更新申請書

道路交通法第51条の８
□第２項の規定により登録
□第７項の規定において準用する同条第２項の規定により登録更新

の申請をします。

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　様

（主たる事業所の所在地）
（名　　称）
（代表者の氏名）　　㊞

（ふりがな） 法人の名称	
主たる事業所の所在地	電話（　　）　　－
法人の種類	１　株式会社　２　有限会社　３　財団法人　４　社団法人 ５　その他（　　）
（ふりがな） 代表者氏名	

（登録更新申請の場合のみ記載）

登録通知書に記載されている登録年月日	平成　　年　　月　　日　登録
登録通知書に記載されている登録番号	第　　号

※添付書類		
	［法人関係］ □　定款・寄附行為等 □　登記事項証明書 □　役員の氏名及び住所を記載した名簿 □　欠格事由に該当しない旨の誓約書 □　資機材を保有する旨の誓約書 □　駐車監視員資格者証の写し（２名以上） □　事務所に係る資料	［各役員関係］ □　戸籍謄本又は抄本 □　登記事項証明書 □　診断書

記載要領　※印欄には記載しないこと。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

別記様式第７号の次に次の21様式を加える。

（裏）

					証紙ちょう付欄

様式第７号の２（第９条の２関係）

役　員　名　簿

(ふりがな) 法人名称		所在地	

	番号	役職名	氏　名	生　年　月　日	住　所
役員	1			明・大・昭・平　年　月　日	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				

記載要領１　番号１の欄には代表者について記載すること。
　　２　所定の欄に記載し得ないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

様式第７号の３（第９条の２関係）

診　断　書

住　所

氏　名

上記の者は，

１　アルコール，麻薬，大麻，あへん又は覚せい剤の中毒者に該当しない旨

２　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨

を診断します。

平成　年　月　日

医療機関所在地

医 療 機 関 名

医　師　㊞

備考　用紙の大きさ、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の４（第９条の２関係）

誓　約　書

当法人は，道路交通法第51条の８第３項各号に掲げる次のいずれにも該当しないことを誓約します。

１　道路交通法第51条の10の規定により登録を取り消され，その取消しの日から起算して２年を経過しない法人

２　役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

⑴　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

⑵　禁錮以上の刑に処せられ，又は道路交通法第119条の３第１項第３号の罪を犯して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者

⑶　集団的に，又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

⑷　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けた者であつて，当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

⑸　アルコール，麻薬，大麻，あへん又は覚せい剤の中毒者

⑹　心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定める者

広島県公安委員会　様

平成　年　月　日

(主たる事業所の所在地)

(名　称)

(代 表 者 の 氏 名)　㊞

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の５（第９条の２関係）

誓　約　書

当法人は，車両，携帯電話用装置その他の無線通話装置，地図，写真機及び電子計算機を用いて確認事項を行うものであることを誓約します。

広島県公安委員会　様

平成　　年　　月　　日

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代 表 者 の 氏 名）　㊞

備考　用紙の大きさは，日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の６（第９条の３関係）

登　録　簿　（　　）

登録番号	法人名称	代表者氏名	主たる事業所の所在地	登録（更新）年月日	備考
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	
				年　月　日	

記載要領　備考欄には，登録の取消し，登録変更等の内容を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の７（第９条の４関係）

第　　号

登録（更新）通知書

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代 表 者 の 氏 名）　　様

道路交通法第51条の８□第１項に規定する登録／□第６項に規定する登録の更新を行い，下記のとおり登録簿に記載したので通知します。

登録（更新）年月日	年　月　日（有効期限　年　月　日）
登　録　番　号	第　　号

（注：登録の更新は，有効期限の６月前から２月前までの間に申請してください。）

平成　年　月　日

広島県公安委員会　印

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の８（第９条の４関係）

第　　号

登録（更新）申請に関する通知書

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代 表 者 の 氏 名）　　様

平成　年　月　日付けの道路交通法第51条の８□第１項に規定する登録／□第６項に規定する登録の更新の申請については，下記の理由により登録（更新）しないこととしたので通知します。

理　由

この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に，広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また，この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表者する者は広島県公安委員会となります。)。

平成　年　月　日

広島県公安委員会　印

照　会　先
〒730－0011　広島市中区基町１番４号 広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室 電話（０８２）２２８－０１１０

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の９（第９条の６関係）

第　　号

登録取消処分通知書

（主たる事業所の所在地）

（名　　称）

（代 表 者 の 氏 名）　　様

道路交通法第51条の10の規定により，登録（登録番号　第　　号）を取り消したので通知する。

理　　由

この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に，広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（ただし，行政手続法（平成５年法律第88号）第27条第２項ただし書の規定により行政不服審査法による不服申立てをすることができる場合に限ります。）。

また，この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表者する者は広島県公安委員会となります。)。

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　　印

照　会　先
〒730－0011　広島市中区基町１番４号 広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室 電話（０８２）２２８－０１１０

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の10（第９条の７関係）

（表）

※受　理　年　月　日	平成　　年　　月　　日
※受　理　番　号	
※修了証明書交付年月日	平成　　年　　月　　日
※修 了 証 明 書 番 号	

駐車監視員資格者講習受講申込書

平成　　年　　月　　日

広 島 県 公 安 委 員 会　様

（申込者の氏名）　　印

申込者	本　籍				
	住　所	〒　　－ 電話（　　）　　－		都道府県 （自宅・携帯）	
	（ふりがな） 氏　名		性別	男・女	写　真 （縦3.0㎝ ×横2.4㎝）
	生年月日	昭・平　　年　　月　　日生			
	勤務先その他の連絡先	住所 名称 電話（　　）　　－			
	受講希望年月日				

実施	※受講年月日	第　　回平成　　年　　月　　日から２日間	※修了考査の結果	合　・　否
	※修了考査	平成　　年　　月　　日		
	※講習及び修了考査番号			

記載要領１　※印欄には，記載しないこと。
２　写真は，申込み前６か月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルのものとする。

備考１　申込者は，その氏名を自署により記載する場合にあつては，押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

（裏）

注　意　事　項

駐車監視員資格者講習を受講し，その課程を修了しても道路交通法第51条の13第１項第２号に掲げる次のいずれかに該当する場合には，駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

1　18歳未満の者
2　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
3　禁錮以上の刑に処せられ，又は道路交通法第119条の３第１項第３号の罪を犯して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者
4　集団的に，又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けた者であつて，当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの
6　アルコール，麻薬，大麻，あへん又は覚せい剤の中毒者
7　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
8　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ，その返納の日から起算して２年を経過しない者

証紙ちよう付欄			

様式第７号の11（第９条の７関係）

※　番　号	

駐車監視員資格者講習受講票

ふりがな
氏　　名　　(男・女)
生年月日　昭・平　　年　　月　　日生

項　目	日　　時	検　印
※受付時間	講習各日　時　分～　時　分 修了考査　時　分～　時　分	
※講習１日目	平成　年　月　日　時　分～	
※講習２日目	平成　年　月　日　時　分～	
※修了考査日	平成　年　月　日　時　分～	
※場　所 (略　図)		

様式第７号の12（第９条の８関係）

※受理年月日	平成　年　月　日
※受理番号	
※証明書再交付年月日	平成　年　月　日

駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書

平成　年　月　日

広島県公安委員会　様

（申請者の氏名）　㊞

申請者	本籍			
	住所	〒　－　都道府県 電話（　）　－　（自宅・携帯）		
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女
	生年月日	昭・平　年　月　日生		
	勤務先	住所 名称 電話（　）　－		
証明書	番号			
	交付年月日	平成　年　月　日		
再交付を申請する事由				

記載要領１　※印欄には，記載しないこと。
２　「再交付を申請する事由」欄には，亡失又は滅失の状況を記載すること。
３　所定の欄に記載し得ないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

備考１　申請者は，その氏名を自署により記載する場合にあつては，押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の13（第９条の９関係）

（表）

※受理年月日	平成　年　月　日
※受理番号	
※認定年月日	平成　年　月　日
※認定書番号	

認定申請書

平成　年　月　日

広島県公安委員会　様

（申請者の氏名）　㊞

申請者	本籍				
	住所	〒　－　都道府県 電話（　）　－　（自宅・携帯）			
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女	写真 （縦3.0㎝ ×横2.4㎝）
	生年月日	昭・平　年　月　日生			
	勤務先その他の連絡先	住所 名称 電話（　）　－			

実施	※認定考査日	第　回平成　年　月　日	※認定考査の結果	合・否
	※受検番号			

記載要領１　※印欄には，記載しないこと。
２　写真は，申請前６か月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルのものをはり付けること。
３　確認事務の委託の手続等に関する規則第10条第１項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

備考１　申請者は，その氏名を自署により記載する場合にあつては，押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

（裏）

証紙ちよう付欄			

様式第７号の14（第９条の10関係）

※　番　号	

駐車監視員資格者認定考査受検票

ふりがな
氏　　名　　（男・女）
生年月日　昭・平　　年　　月　　日生

項　目	日　　時	検　印
※受付時間	時　分～　時　分の間	
※認定考査	平成　年　月　日　時　分開始	
※場　所 （略　図）		

様式第７号の15（第９条の11関係）

第　　号

駐車監視員資格者認定に関する通知書

（住　　所）

（氏　　名）　　様

平成　　年　　月　　日付けの道路交通法第51条の13第１項第１号ロの規定による駐車監視員資格者認定の申請については，下記の理由により認定しないこととしたので通知します。

理　　由

この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に，広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また，この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表者する者は広島県公安委員会となります。)。

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　　印

照　会　先
〒730－0011　広島市中区基町１番４号 広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室 電話（０８２）２２８－０１１０

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の16（第９条の12関係）

（表）

※受理年月日	平成　　年　　月　　日
※受理番号	
※交付年月日	平成　　年　　月　　日
※資格者証番号	

駐車監視員資格者証交付申請書

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　様

（申請者の氏名）　　印

申請者	本　籍				
	住　所	〒　　－　　都道府県 電話（　　）　　－　　（自宅・携帯）			
	（ふりがな） 氏　名		性別	男・女	写　真 （縦3.0㎝ ×横2.4㎝）
	生年月日	昭・平　　年　　月　　日生			
	勤務先その他の連絡先	住所 名称 電話（　　）　　－			
証明書	番　号				
	交付年月日	平成　　年　　月　　日			

※添付書類	□　修了証明書又は認定書 □　戸籍謄本又は抄本 □　登記事項証明書 □　診断書 □　誓約書 □　写真２枚（うち１枚ちよう付）

記載要領１　※印欄には，記載しないこと。

２　写真は，申請前６か月以内に撮影した無帽，正面，上三分身，無背景の縦の長さ3.0センチメートル，横の長さ2.4センチメートルのものとし，裏面に氏名と撮影年月日を記載すること。

備考１　申請者は，その氏名を自署により記載する場合にあつては，押印を省略することができる。

２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

（裏）

証紙ちよう付欄			

様式第７号の17（第９条の12関係）

誓　約　書

私は，道路交通法第51条の13第１項第２号イからハまでに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

1　18歳未満の者

2　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

3　禁錮以上の刑に処せられ，又は道路交通法第119条の３第１項第３号の罪を犯して刑に処せられ，その執行を終わり，又は執行を受けることがなくなつた日から起算して２年を経過しない者

4　集団的に，又は常習的に確認事務の委託の手続等に関する規則第３条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

5　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の６の規定による命令又は同法第12条の４第２項の規定による指示を受けた者であつて，当該命令又は指示を受けた日から起算して２年を経過しないもの

6　アルコール，麻薬，大麻，あへん又は覚せい剤の中毒者

7　精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知，判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

8　駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ，その返納の日から起算して２年を経過しない者

広島県公安委員会　様

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の18（第９条の13関係）

駐車監視員資格者証交付者名簿

交付内容			特記事項
資格者証番号	本籍		再交付 H・・ H・・
	住所	〒　－　都道府県	
交付年月日 年 月　日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 昭・平　年　月　日生	書換え H・・ H・・
修了証明書番号等	連絡先	(　)　－　(自宅・携帯)	返納命令 H・・
資格者証番号	本籍		再交付 H・・ H・・
	住所	〒　－　都道府県	
交付年月日 年 月　日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 昭・平　年　月　日生	書換え H・・ H・・
修了証明書番号等	連絡先	(　)　－　(自宅・携帯)	返納命令 H・・
資格者証番号	本籍		再交付 H・・ H・・
	住所	〒　－　都道府県	
交付年月日 年 月　日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 昭・平　年　月　日生	書換え H・・ H・・
修了証明書番号等	連絡先	(　)　－　(自宅・携帯)	返納命令 H・・
資格者証番号	本籍		再交付 H・・ H・・
	住所	〒　－　都道府県	
交付年月日 年 月　日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 昭・平　年　月　日生	書換え H・・ H・・
修了証明書番号等	連絡先	(　)　－　(自宅・携帯)	返納命令 H・・
資格者証番号	本籍		再交付 H・・ H・・
	住所	〒　－　都道府県	
交付年月日 年 月　日	ふりがな 氏名 生年月日	(男・女) 昭・平　年　月　日生	書換え H・・ H・・
修了証明書番号等	連絡先	(　)　－　(自宅・携帯)	返納命令 H・・

特記事項には再交付歴，返納命令歴等を記載すること。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の19（第９条の14関係）

第　　号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

（住　　所）

（氏　　名）　　様

平成　　年　　月　　日付けの道路交通法第51条の13第１項に規定する駐車監視員資格者証の交付の申請については，下記の理由により交付しないこととしたので通知します。

理　　由

この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に，広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また，この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において広島県を代表者する者は広島県公安委員会となります。)。

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　　印

照会先
〒730－0011　広島市中区基町１番４号 広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室 電話（０８２）２２８－０１１０

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

様式第７号の20（第９条の15関係）

（表）

※受理年月日	平成　　年　　月　　日
※受 理 番 号	
※交付年月日	平成　　年　　月　　日

駐車監視員資格者証書換え交付申請書

平成　　年　　月　　日

広 島 県 公 安 委 員 会　様

（申請者の氏名）　　㊞

申請者	本　籍				
	住　所	〒　　－ 電話（　　）　　－		都道府県 （自宅・携帯）	
	（ふりがな） 氏　名		性別	男・女	写　真 （縦3.0㎝ ×横2.4㎝）
	生年月日	昭・平　　年　　月　　日生			
	勤務先その他の連絡先	住所 名称 電話（　　）　　－			
資格者証番号	資格者証番　号				
	交付年月日	平成　　年　　月　　日			
書換え交付を申請する事由					

記載要領１　※印欄には，記載しないこと。
２　「書換え交付を申請する事由」欄には，変更事項の内容及びその理由を記載すること。
３　所定の欄に記載し得ないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

備考１　申請者は，その氏名を自署により記載する場合にあつては，押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

（裏）

証紙ちよう付欄			

様式第７号の21（第９条の16関係）

（表）

※受理年月日	平成　　年　　月　　日
※受 理 番 号	
※交付年月日	平成　　年　　月　　日

駐車監視員資格者証再交付申請書

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　様

（申請者の氏名）　㊞

申請者	本　籍				
	住　所	〒　　－ 電話（　　）　　－		都道府県 （自宅・携帯）	
	（ふりがな） 氏　名		性別	男・女	写　真 （縦3.0㎝ ×横2.4㎝）
	生年月日	昭・平　　年　　月　　日生			
	勤務先その他の連絡先	住所 名称 電話（　　）　　－			
資格者証番号	資格者証番　号				
	交付年月日	平成　　年　　月　　日			
再交付を申請する事由					

記載要領１　※印欄には，記載しないこと。
２　「再交付を申請する事由」欄には，亡失又は滅失の状況を記載すること。
３　所定の欄に記載し得ないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

備考１　申請者は，その氏名を自署により記載する場合にあつては，押印を省略することができる。
２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

（裏）

証紙ちよう付欄			

様式第７号の22（第９条の17関係）

第　　号

駐車監視員資格者証返納命令書

（住　　所）

（氏　　名）　　様

道路交通法第51条の13第２項の規定により，駐車監視員資格者証（第　　号）の返納を命ずる。

理　　由

この返納命令書の交付を受けた者は，その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を当該返納命令書を交付した公安委員会に返納しなければならない。

この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条の規定により，この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に，広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます（ただし，行政手続法（平成５年法律第88号）第27条第２項ただし書の規定により行政不服審査法による不服申立てをすることができる場合に限ります。）。

また，この処分に不服があるときは，この処分があつたことを知つた日（広島県公安委員会に対して上記異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定があつたことを知つた日）の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において広島県を代表者する者は広島県公安委員会となります。）。

平成　　年　　月　　日

広島県公安委員会　　印

照　会　先
〒730－0011　広島市中区基町１番４号 広島県警察本部交通部交通規制課駐車対策室 電話（０８２）２２８－０１１０

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４とする。

附　則

（施行期日）

１　この公安委員会規則は，道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第１条第４号に規定する政令で定める日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この公安委員会規則による改正後の第９条の２の登録の申請等に係る手続その他確認事務の委託に関し必要な手続は，この公安委員会規則の施行前においても行うことができる。

公安委員会規則

広島県公安委員会規程第４号

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規程の整理等に関する規程を次のように定める。

平成17年４月１日

広島県公安委員会
委員長　宮　　地　　治　　夫

行政事件訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係公安委員会規程の整理等に関する規程

（広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程の一部改正）

第１条　広島県公安委員会の文書等の管理に関する規程（平成14年広島県公安委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第４号中「第78条の２」を「第79条」に改める。

（広島県公安委員会の公用文に関する規程の一部改正）

第２条　広島県公安委員会の公用文に関する規程（昭和35年広島県公安委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

別記第６の１中

「□教示
□□この処分に不服があるときは，処分があったことを知った日の翌日から起
□算して60日以内に，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第６条（第５
□条）の規定によって，広島県公安委員会（国家公安委員会）に対して，異議
□申立て（審査請求）をすることができます。」を

「□教示
□□この処分に不服があるときは，行政不服審査法（昭和37年法律第160号）
□第６条の規定により，この処分があったことを知った日の翌日から起算して
□60日以内に，広島県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。
□□また，この処分があったことを知った日（広島県公安委員会に対して上記
□異議申立てをした場合は，当該異議申立てに対する広島県公安委員会の決定
□があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告
□として広島地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することもできます
□（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。」に改め，同

第６の１の説明事項に次のように加える。

６　行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく取消訴訟を提起することができる処分をするときは、必ず教示文を付す。

（行政不服審査手続規程の一部改正）

第３条　行政不服審査手続規程（平成14年広島県公安委員会規程第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第６条」を「第７条」に，「第７条」を「第８条」に改める。

別記様式第31号に注として次のように加える。

注　この裁決に不服があり，原処分の取消しの訴えを提起する場合は，この裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所に訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

別記様式第33号に注として次のように加える。

注　この決定に不服があり，原処分の取消しの訴えを提起する場合は，この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，広島県を被告として広島地方裁判所に訴えを提起することができます（訴訟において広島県を代表する者は広島県公安委員会となります。）。

附　則

この公安委員会規程は，平成17年４月１日から施行する。

広島県公安委員会規程第６号

広島県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年４月１日

広島県公安委員会
委員長　宮　地　治　夫

広島県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

広島県公安委員会公印規程（昭和３３年広島県公安委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

本則第１項の表中

「

広島県公安委員会	4.5ミリメートル平方	自動車等運転免許用
広島県公安委員会	18ミリメートル平方	証　明　書　用

」を

「

広島県公安委員会	4.5ミリメートル平方	１　自動車等運転免許用 ２　運転経歴証明書用
広島県公安委員会	18ミリメートル平方	証　明　書　用
広島県公安委員会	10ミリメートル平方	駐車監視員資格者証用

」に改める。

附　則

この公安委員会規程は，平成17年４月１日から施行する。

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第24号

昭和42年広島県公安委員会告示第24号（警察において身体を拘束されている者の食料に要

する経費）の一部を次のように改正し，平成17年４月１日から施行する。

平成17年４月１日

広島県公安委員会
委員長　宮　地　治　夫

本文中「日額1,182円（朝食394円、昼食394円及び夕食394円)」を「日額1,180円（朝食393円、昼食393円及び夕食394円)」に改める。

広島県公安委員会告示第25号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の運転免許取得者教育について，運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第４号。以下「規則」という。）第１条第７号に規定する課程を認定したので，同法第108条の32の２第２項の規定に基づき，次のとおり公示する。

平成17年４月１日

広島県公安委員会
委員長　宮　地　治　夫

認定を受けた者	運転免許取得者教育				認定年月日
	使用する施設の名称	使用する施設の所在地	課程の区分	課程の名称	
広島市中区八丁堀４番24号 財団法人広島県交通安全協会 会長　渡邉一秀	広島県自動車学校	広島市西区観音新町四丁目13番20号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り教育課程	平成17年３月23日
	広島県三次自動車学校	三次市畠敷町1880番地の11	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	
	広島県福山自動車学校	福山市津之郷町大字加屋58番地の２	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪二人乗り課程	
広島市南区宇品東三丁目１番50号 高島産業株式会社広島支社 代表取締役　田中浩洋	中国自動車学校	広島市南区宇品東三丁目１番50号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り課程	平成17年３月23日
呉市広駅前二丁目２番33号 株式会社呉自動車学校 代表取締役　下竹正寛	呉自動車学校	呉市広駅前二丁目２番33号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪二人乗りコース	平成17年３月23日
東広島市西条町御薗宇6180番地 中国産業株式会社 代表取締役　福居裕晃	賀茂自動車学校	東広島市西条中央三丁目７番13号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日

竹原市中央四丁目９番１号 株式会社竹原自動車学校 代表取締役　梅田一榮	竹原自動車学校	竹原市中央四丁目９番１号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
広島市安佐北区可部南一丁目６番17号 株式会社可部自動車学校 代表取締役社長　花谷一宏	可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目６番17号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り教育	平成17年３月23日
江田島市江田島町鷲部四丁目３番23号 株式会社江田島自動車学校 代表取締役　鈴木信男	江田島自動車学校	江田島市江田島町鷲部四丁目３番23号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
広島市西区観音新町二丁目10番17号 株式会社広自センター 代表取締役　上田　武	広島中央自動車学校	広島市西区観音新町二丁目10番17号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り安全教育	平成17年３月23日
呉市広古新開二丁目12番１号 株式会社三和自動車学校 代表取締役　大番勝彦	三和自動車学校	呉市広古新開二丁目12番１号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
広島市安佐南区伴西一丁目１番１号 株式会社アフィス 代表取締役　新原　靖	沼田自動車学校	広島市安佐南区伴西一丁目１番１号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り教育	平成17年３月23日
安芸郡熊野町大字平谷654番地の１ 熊野自動車学校有限会社 代表取締役　馬場祝男	熊野自動車学校	安芸郡熊野町大字平谷654番地の１	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り教育コース	平成17年３月23日
広島市安芸区船越南四丁目８番30号 株式会社ロイヤルコーポレーション 代表取締役　寺岡晋作	ロイヤルドライビングスクール広島	広島市安芸区船越南五丁目２番４号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
	ロイヤルドライビングスクール	福山市松永町四丁目15番31号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
広島市西区山田町30番地 株式会社広島モータースクール 代表取締役　奥原賢次郎	広島モータースクール	広島市西区山田町30番地	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
安芸郡熊野町5640番地の１ 株式会社テクノ自動車学校 代表取締役　竹内正彦	テクノ自動車学校	安芸郡熊野町5640番地の１	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定普通二輪車二人乗り教育	平成17年３月23日
広島市安佐北区上深川町125番地 有限会社高陽自動車学校 取締役　田上克彦	高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り課程	平成17年３月23日
三次市東酒屋町545番地 株式会社三次インター自動車学校 代表取締役　升本健三	三次インター自動車学校	三次市東酒屋町545番地	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日

府中市土生町1488番地の１ 有限会社広島県府中自動車学校 代表取締役　橋本知津恵	広島県府中自動車学校	府中市土生町1488番地の１	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗り課程	平成17年３月23日
東京都中央区日本橋人形町一丁目１番10号 トスコ株式会社 代表取締役社長　末次正之	トスコ三原自動車学校	三原市城町三丁目10番２号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
福山市北本庄四丁目６番１号 株式会社東洋ドライビングスクール 代表取締役　横田ツルヱ	東洋自動車学校	福山市北本庄四丁目６番１号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
尾道市向東町8893番地１ 株式会社広島県尾道自動車学校 代表取締役 半田孝治	広島県尾道自動車学校	尾道市向東町8893番地１	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
福山市今津町七丁目３番19号 株式会社備南自動車学校 代表取締役社長　井上道信	備南自動車学校	福山市高西町川尻天保新涯26番地	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定二輪二人乗り課程	平成17年３月23日
福山市蔵王町3815番地 株式会社山陽自動車学校 代表取締役　横田博士	山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日
福山市御幸町森脇250番地 株式会社芦田川ドライビングスクール 代表取締役　竹本欣吾	芦田川自動車学校	福山市御幸町森脇250番地	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定習熟二輪課程（二人乗り）	平成17年３月23日
福山市瀬戸町長和910番地の１ 株式会社フタバ自動車学校 代表取締役　浦上　修	フタバ自動車学校	福山市瀬戸町長和910番地の１	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定「自動二輪車二人乗りコース」	平成17年３月23日
尾道市正徳町25番15号 和泉鋼材株式会社 代表取締役　和泉伸毅	コスモドライビングスクール	福山市大門町五丁目５番３号	規則第１条第７号に規定する課程	広島県公安委員会認定自動二輪車二人乗りコース	平成17年３月23日

警察本部告示

広島県警察本部告示第２号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により，パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

平成17年４月１日

広島県警察本部長　片　岡　義　篤

１　受託者

⑴　名称　財団法人広島県交通安全協会

⑵　住所　広島市中区八丁堀４番24号

２　委託期間

平成17年４月１日から平成18年３月31日まで

広島県警察本部告示第３号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により，原付講習に係る講習手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年４月１日

広島県警察本部長　片　岡　義　篤

委託した者		委託期間
名称	所在地	
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀４番24号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目１番50号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社呉自動車学校	呉市広駅前二丁目２番33号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社早稲田自動車学園	広島市西区井口一丁目３番20号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目９番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目６番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社江田島自動車学校	江田島市江田島町鷲部四丁目３番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社久留島モータリゼーション	安芸郡海田町蟹原一丁目４番73号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社三和自動車学校	呉市広古新開二丁目12番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社アフィス	広島市安佐南区伴西一丁目１番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
熊野自動車学校有限会社	安芸郡熊野町大字平谷654番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社ロイヤルコーポレーション	広島市安芸区船越南四丁目８番30号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広島モータースクール	広島市西区山田町30番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社テクノ自動車学校	安芸郡熊野町5640番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社三次インター自動車学校	三次市東酒屋町545番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社広島県府中自動車学校	府中市土生町1488番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御薗宇6180番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
トスコ株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目１番10号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社東洋ドライビングスクール	福山市北本庄四丁目６番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広島県尾道自動車学校	尾道市向東町8893番地１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社備南自動車学校	福山市今津町七丁目３番19号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社芦田川ドライビングスクール	福山市御幸町森脇250番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社フタバ自動車学校	福山市瀬戸田町大字長和910番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
和泉鋼材株式会社	尾道市正徳町25番15号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
道祖園株式会社	安芸郡海田町東昭和町６番13号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社世羅自動車教習所	世羅郡世羅町大字本郷715番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社上下自動車教習所	府中市上下町深江1033番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社東城自動車教習所	庄原市東城町戸宇588番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社庄原自動車教習所	庄原市三日市町19番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

佐古田　邦章	安芸高田市吉田町国司501番地の10	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社ハッピー	東広島市黒瀬町津江608番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社くすの木台自動車教習所	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台603番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

広島県警察本部告示第４号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により，初心運転者講習に係る通知手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年４月１日

広島県警察本部長　片　岡　義　篤

委託した者		委託期間
名称	所在地	
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀４番24号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社ロイヤルコーポレーション	広島市安芸区船越南四丁目８番30号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社呉自動車学校	呉市広駅前二丁目２番33号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社早稲田自動車学園	広島市西区井口一丁目３番20号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御薗宇6180番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目９番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社久留島モータリゼーション	安芸郡海田町蟹原一丁目４番73号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
熊野自動車学校有限会社	安芸郡熊野町大字平谷654番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広島モータースクール	広島市西区山田町30番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
トスコ株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目１番10号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社東洋ドライビングスクール	福山市北本庄四丁目６番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広島県尾道自動車学校	尾道市向東町8893番地１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社芦田川ドライビングスクール	福山市御幸町森脇250番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目１番50号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目６番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社江田島自動車学校	江田島市江田島町鷲部四丁目３番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社アフィス	広島市安佐南区伴西一丁目１番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

広島県警察本部告示第５号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により，高齢者講習に係る講習手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年４月１日

広島県警察本部長　片　岡　義　篤

委託した者		委託期間
名称	所在地	
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀４番24号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目１番50号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社呉自動車学校	呉市広駅前二丁目２番33号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

株式会社早稲田自動車学園	広島市西区井口一丁目３番20号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目９番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目６番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社江田島自動車学校	江田島市江田島町鷲部四丁目３番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社久留島モータリゼーション	安芸郡海田町蟹原一丁目４番73号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社三和自動車学校	呉市広古新開二丁目12番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社アフィス	広島市安佐南区伴西一丁目１番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
熊野自動車学校有限会社	安芸郡熊野町大字平谷654番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社ロイヤルコーポレーション	広島市安芸区船越南四丁目８番30号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広島モータースクール	広島市西区山田町30番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社テクノ自動車学校	安芸郡熊野町5640番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社三次インター自動車学校	三次市東酒屋町545番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社広島県府中自動車学校	府中市土生町1488番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御薗宇6180番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
トスコ株式会社	東京都中央区日本橋人形町一丁目１番10号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社東洋ドライビングスクール	福山市北本庄四丁目６番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広島県尾道自動車学校	尾道市向東町8893番地１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社備南自動車学校	福山市今津町七丁目３番19号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社芦田川ドライビングスクール	福山市御幸町森脇250番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社フタバ自動車学校	福山市瀬戸町大字長和910番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
和泉鋼材株式会社	尾道市正徳町25番15号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
道祖園株式会社	安芸郡海田町東昭和町６番13号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社世羅自動車教習所	世羅郡世羅町大字本郷715番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社上下自動車教習所	府中市上下町深江1033番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社東城自動車教習所	庄原市東城町戸宇588番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社庄原自動車教習所	庄原市三日市町19番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
佐古田　邦章	安芸高田市吉田町国司501番地の10	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社ハッピー	東広島市黒瀬町津江608番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社くすの木台自動車教習所	広島市安佐北区安佐町大字くすの木台603番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

広島県警察本部告示第６号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により，違反者講習に係る講習手数料及び通知手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年４月１日

広島県警察本部長　片　岡　義　篤

委託した者		委託期間
名称	所在地	
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀４番24号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで

広島県警察本部告示第７号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第１項の規定により，チャレンジ講習及び特定任意高齢者講習（簡易）に係る講習手数料徴収事務を次のとおり委託した。

平成17年４月１日

広島県警察本部長　片　岡　義　篤

委託した者		委託期間
名称	所在地	
財団法人広島県交通安全協会	広島市中区八丁堀４番24号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
高島産業株式会社広島支社	広島市南区宇品東三丁目１番50号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社早稲田自動車学園	広島市西区井口一丁目３番20号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社竹原自動車学校	竹原市中央四丁目９番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社可部自動車学校	広島市安佐北区可部南一丁目６番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社江田島自動車学校	江田島市江田島町鷲部四丁目３番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社久留島モータリゼーション	安芸郡海田町蟹原一丁目４番73号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広自センター	広島市西区観音新町二丁目10番17号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社三和自動車学校	呉市広古新開二丁目12番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国開発株式会社	広島市西区庚午南二丁目34番23号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社アフィス	広島市安佐南区伴西一丁目１番１号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社ロイヤルコーポレーション	広島市安芸区船越南四丁目８番30号	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社広島モータースクール	広島市西区山田町30番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社テクノ自動車学校	安芸郡熊野町5640番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社高陽自動車学校	広島市安佐北区上深川町125番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
有限会社広島県府中自動車学校	府中市土生町1488番地の１	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
中国産業株式会社	東広島市西条町御薗宇6180番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで
株式会社山陽自動車学校	福山市蔵王町3815番地	平成17年４月１日から 平成18年３月31日まで